

提言 3 社会参加支援

平成18年12月の教育基本法の改正において、新たに「生涯学習の理念」が規定され、「学習の成果を適切に生かすことができる社会の実現を図る」ことが明記されました。地域の教育力の低下が指摘される中、社会教育に求められるのは、住民へ学習機会を提供することだけではなく、住民が地域社会とつながるための多様な社会参加の場を創り出すことです。学習の成果を生かし、学校や地域における子どもの活動支援、公民館等での社会教育事業等にボランティアとして参加したり、ボランティアグループやNPOなどに参画していくことが求められます。そのことが、地域を活性化させると同時に、多くの人たちと出会い、社会の現実と向き合うことによって、新たな知識を獲得し、改めて人生観について考える契機となり、新たな生きがいや自己実現につながるものと考えます。

福岡県では、これまで「福岡県生涯学習推進構想」に基づき、県民の学習機会の拡充や学んだ成果が生かせる生涯学習の推進を図ってきました。特に、県が実施する「ふくおか高齢者大学事業」においては、現代的課題に対応した学習機会の提供や学校支援活動を実施し、高齢者の生き甲斐づくりや社会参加活動を促進してきました。

そういった福岡県のこれまでの取組の成果を生かすとともに、今回の改正教育基本法の趣旨を踏まえ、社会全体で生涯学習社会の実現を目指していく必要があります。

そこで、特に次の6つの取組を進めることを提案します。

- 1 講座のテーマを趣味教養から地域課題へ
- 2 すべての社会教育施設でのボランティアの養成・活用
- 3 “受動的”人材バンクから“能動的”人材バンクへの変革
- 4 講座の企画・運営に住民参画の仕組みを
- 5 連携・協働をキーワードにした社会参加の場の拡充
- 6 子どもの年齢や経験に応じた主体的参画の促進

(1) 講座のテーマを趣味教養から地域課題へ

- 学習者が地域社会に目を向け、社会参加活動に関心を持つよう仕向けることは行政の役割であるとの認識のもと、地域課題や現代的課題に関する講座を拡大する。

<具体的方策>

- 少子高齢化、法教育、防犯・防災等「社会の要請」が強い講座の開催にあたっては、関係機関・部局等と連携しながら、住民による企画・立案、自主運営など住民主導で実施する。
- 地域課題・現代的課題の講座内容については、フィールドワークや実習、現地研修など学習者の意欲を高める工夫を行う。
- 学級・講座の修了生等によるボランティアグループを立ち上げ、実際の活動へつなぐなど、行政職員がコーディネートを行う。
- まずは、趣味教養講座であっても、その一部に社会参加に結びつく講義を組み込む。

- ◆ 文部科学省「平成17年度社会教育調査」によると、福岡県内の公民館（類似施設を含む）における地域課題・現代的課題に関する学級・講座の開設状況は、「趣味教養に関すること」が61%に比べ、「家庭教育・家庭生活」に関することが12%、「市民意識・社会連帯意識」に関することが8%、職業知識・技術に関することが3%となっています。

(2) すべての社会教育施設でのボランティアの養成・活用

- 社会参加活動の場の確保が課題となる中、身近な社会教育施設において活動の機会を提供するとともに、ボランティアの活用による社会教育施設の活性化を図る。

<具体的方策>

- 公民館における「ものづくりボランティア」や図書館における「読み聞かせボランティア」、博物館における「解説ボランティア」な

ど、施設の機能に応じたボランティアを養成・活用する。

- 社会教育施設職員が施設ボランティアの必要性や連携方法について理解するとともに、ボランティアとの協働事業を実施する。

◆ 福岡県においては、県立図書館をはじめ、県立社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」等において、施設ボランティアと協働し子どもの活動を支援する様々な事業を実施するとともに、施設ボランティアの交流会を開催しています。

(3) “受動的”人材バンクから“能動的”人材バンクへの変革

- 登録者が行政や地域からの要請を待つという“受動的”な人材バンクスタイルから、講師団としてPRしたり、自らが事業を企画して活動する“能動的”な人材バンクスタイルへ転換する。

<具体的方策>

- 情報技術や家庭教育支援など分野ごとの指導者のグループ化を図り、講師団としてPRしたり、出前講座等自ら講座を企画するなど能動的に活動するための支援を行う。
- 大量退職期を迎えた団塊世代の地域デビューを支援する上からも、広報誌やインターネットなどにより、これまでの職業上の知識・技術を生かせる講師として人材バンクへの登録を積極的に呼びかける。
- 学校に対しては、学校支援ボランティアとして派遣できる人材を支援分野ごとにリストを作成し提供する。

◆ 県教育委員会では、平成18年度に65名の「福岡県子育てアドバイザー」を委嘱し、市町村からの要請に応じて家庭教育学級や子育て講座に講師等として派遣しました。平成19年度からは「福岡県家庭教育アドバイザー」に名称を改め、多様できめ細かな家庭教育支援を行っています。

(4) 講座の企画・運営に住民参画の仕組みを

- 住民の高度化・多様化する学習ニーズへの対応については、行政だけでは限界があり、住民参画による講座の企画・運営の仕組みをつくる。

<具体的方策>

- 住民主体の企画委員会を組織したり、企画を公募したり、講師についても住民講師を活用するなど、住民のニーズを直接、反映する仕組みをつくる。
- インターネット上で、住民の誰もが講座の受講、開設、運営に参画できる「インターネット市民塾(※)」のシステムを取り入れる。

◆ 県教育委員会では、平成19年度新規事業「ふくおか高齢者はつらつ活動拠点事業」において、高齢者が「創り」、高齢者が「教え」、高齢者が「学び」、高齢者を「活かす」ための活動拠点(地域プラットフォーム)を県内14か所に整備し、住民参画型の学習・社会参加の仕組みづくりを行います。

※インターネット市民塾

市民講師による自発的な講座の開発と運営を支援し、様々な種類の講座をインターネット上で実現する仕組みであり、学習したい人がインターネットを通して学ぶことができる。

(5) 連携・協働をキーワードにした社会参加の場の拡充

- 社会参加の内容は青少年の健全育成、環境保全、福祉、国際交流、食育など行政の多くの領域にまたがっており、社会参加の場を広げるために関係部局及び学校、PTA、NPO等民間団体、大学、企業等のネットワークづくりを行う。

<具体的方策>

- 社会教育施設で活動している施設ボランティアをグループ化し、

NPO法人化のための十分な情報を提供し、主体的に事業の企画・運営に参画できる組織体制づくりを支援する。

- 社会教育関係職員が連携・ネットワークづくりを推進するコーディネーターであることを自覚し、積極的に関係機関・団体、大学、企業等の情報収集、活動の場の開拓を行う。

- ◆ 県教育委員会では、知事部局と連携し、「青少年アンビシャス運動」を推進しています。県内233か所にまで広がった「アンビシャス広場」では、多くのボランティアが子どもの体験活動を支援しています。
- ◆ 県教育委員会が平成18年度から実施している「アンビシャス家庭教育宣言事業」では、県とPTAと学校が連携することによって広がりを見せ、現在138校の小中学校が生活リズムの向上に取り組んでいます。
- ◆ 県立青少年教育施設(県立社会教育総合センター、県立英彦山青年の家、県立少年自然の家「玄海の家」)では、障害のある子どもを対象として、自然体験や生活体験を行う「和気合い愛塾」を高校や大学と連携して実施しており、ボランティアグループや障害児教育を専門に学んでいる大学生・大学院生がボランティアとして参加し、事業運営から子どもの活動支援まで大きな成果を上げています。

(6) 子どもの年齢や経験に応じた主体的参画の促進

- 子どもたちが地域行事や社会教育事業において、企画運営や意志決定に関与していけるようにするなど、社会の一員としての子どもの参画の機会を拡充する。

<具体的方策>

- 子どもたちのよりよい成長・発達を促す環境づくりのため、地域行事や社会教育事業の企画・運営及び評価において、子どもたちの

意見を聞き、主体的に参画させる。

- 子どもの参画の機会を改善するため、関係機関・団体、専門家等の協力を求め、協働・参画のための仕組みを開発する。

◆ 本県の各地で実施されている「通学合宿」の中には、子どもの主体的参画を促すため、子ども自らが企画する内容をできるだけ多く取り入れたり、評価や改善を行う時間を確保するなど、余裕をもったプログラムで実施しているところが多くあります。

そこでは、関わる大人が「失敗は教育効果を高める」という教育観に立ち、手は放すが目を離さないという姿勢で臨んでいます。